

「第2回 直方市公契約条例策定審議会」会議録

開催日時：平成25年7月8日（月） 15:30～17:20

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：(委員) 服部会長・岩尾委員・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・平山財務制度改革担当

1. 開会及び第1回会議録内容確認

会長	それでは、第2回 直方市公契約条例策定審議会を開催する。 まず前回、第1回 直方市公契約条例策定審議会会議録の確認を行う。内容を一読させてもらい、私は特に問題はないと思うが、各委員はいかがか。
委員一同	異議なし。
会長	今回は、傍聴の方もおられるようだが、審議内容に個人情報等も含まれないため、このまま進行する。 本日の内容審議に入る前に、前回説明を受けた「 直方市公契約条例策定審議会設置要綱 」について何か質問はないか。
委員一同	特になし。
会長	今後、疑問等があればその都度議論していきたいと考えている。

2. 議事「条例（案）内容審議」

会長	それでは、条例（案）の検討に入る。各委員は事前に目を通してもらっていると思うが、事務局より1条ずつ説明をしてもらい審議、その後は章ごとに再度審議を行うこととしたい。 まず、第1条から第5条まで事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料）「直方市公契約条例（案）」・「直方市公契約条例策定審議会会議資料」を用いて第1章 第1条から第5条まで説明。
委員	請負工事の対象は1億円以上となっているが、この対象範囲は今後変更になることはあるのか。

事務局	<p>条例（案）には工事又は製造の請負契約 1 億円以上、業務委託 3,000 万円という記載をしているが、公契約条例制定の後は「直方市公契約審議会」を設置するよう考えている。審議会では、1 年を通しての振り返り等を行っていただき、対象範囲の拡大といった結果が得られれば市長の判断により変更もあり得ると考えている。</p>
委員	<p>了承した。</p>
会長	<p>対象範囲を変更するときは、条例の改正を行うということによいか。</p>
事務局	<p>公契約審議会で審議した結果を市長に対し報告し、改正が必要であると判断された場合には、再度、市議会に提案し改正を行いたいと考えている。</p>
会長	<p>逆に、公契約審議会では、市長の要請により審議を行うこともあるということか。</p>
事務局	<p>それもあり得ると考えている。改正にあたっては、「公契約審議会」での審議が基本と判断している。</p>
会長	<p>公契約審議会からの報告、市長からの要請、どちらにしても「直方市公契約審議会」を開催し審議するということである。他にないか。</p>
委員	<p>第 4 条 受注者の責務に、男女平等・男女共同参画といった非常に良いものがあげられている。ここまで条例に謳われているのなら、障がい者雇用、地域雇用、直方市内業者への下請発注・資材等の購入といったことも記載できないだろうか。</p> <p>また、対象範囲が少し狭いのではないか。参考にしたと言われた多摩市では、工事 5,000 万円以上、委託 1,000 万円以上となっている。できれば、人件費割合が 70%以上となっている 1,000 万円以上の委託契約も加えてもらいたい。調整は可能か伺いたい。</p>
事務局	<p>1 点目。第 4 条 受注者の責務中に、障がい者雇用率、直方市内業者への下請発注・材料購入を優先的に行うといったことを盛り込むという意味でしょうか。</p>
委員	<p>そのとおりである。例えば、雇用するときには市内に居住している方を優先的に…といったことも考えられるのではないか。</p>
事務局	<p>障がい者雇用率・地域雇用については、この公契約条例で規定するものではなく、総合評価方式、プロポーザル方式といった落札者を決定する入札方式の評価項目により加点するほうが望ましいと判断している。</p>

<p>会 長</p>	<p>しかし、下請・材料の購入先をできる限り市内業者へということは、条例（案）第 1 条にも「地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。」と謳っていることもあり、努力規定として加えることは可能ではないかと考える。2 点目の対象範囲については、引き続き検討したい。</p>
<p>委 員</p>	<p>委員長いかがか。</p>
<p>委 員</p>	<p>事務局の説明のとおり、障がい者雇用率等といったものは、性格上、総合評価方式といったものの評価項目に加えるほうが良いと考える。条例中にあまり詳細に定めるとボリュームが大きくなり過ぎると思う。ただし、委員のいうようなことが、きちんと担保できる形は必要であると考えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>材料、建設機械といったものは、できる限り市内業者からといったことが望ましいと思うが、すべてを調達できることにはならないだろうと考える。いかがか。</p>
<p>委 員</p>	<p>現実には、建設工事の経営審査等により、障がい者雇用、地域産資材の使用、地域下請業者優先といったものが義務付けられている。さらに、直方市が義務付けることになると 2 重の義務付けとなる。日ごろから、障がい者雇用、地元産資材の使用等については努めている。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員の言うように日ごろから努めておられるならば、記載の方法等を含め検討しなければならない。場合によっては条例ではなく、規則等で定めるといったことも考えられるのではないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>すでに努められているとのことを踏まえると、条例・規則に記載するかどうかを含め検討する必要がある。</p>
<p>委 員</p>	<p>条例の目的に沿った記載を行い、直方市としての考えを浸透させていく必要がある。最終的には、いかに実行していくかといった市の覚悟が必要ではないかと考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がい者雇用率といったものは、この条例中に定めることは難しいが「地域経済及び地域社会の活性化に寄与すること。」が条例の目的でもあるため、本市業者からの資材購入・下請への優先発注をできる限り行っていただきたいため、文言を整理し記載したい。</p>
<p>会 長</p>	<p>次回までに試案を事務局に作成していただき、再度議論するというところでよろしいか。</p>

委員一同	異議なし。
委員	市では、材料の購入・下請業者といったものは、仕様書等により地元業者優先といったことを定めていないのか。
事務局	仕様書等では定めていない。
委員	直方市内では、材料はほとんど調達できない。砕石場もないため、どうしても近隣市町村ということになる。義務付けられると工事ができない。
委員	直方市内で調達できないものがあることは理解できる。なるべく、直方市にある資材、労働者を使っていたらいいとの考え方だけである。
会長	基本的に努力義務として定め、地産地消により税金等を市内で循環させたいということであろうと思う。
委員	その税金等で新たな事業が行えることにもなる。
会長	それでは、この件はよろしいか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは、第 1 条に戻るが、「 請負契約 」という言葉により対象を限定する記載になっているが、この言葉は、法律上は「工事又は製造の請負」を意味する。したがって「委託業務」にはそぐわない表記であるため、整理してもらいたい。契約形態を変更することにより、この条例の対象から外れるといったことがあってはならない。「請負契約」ではなく「 公契約等 」と改めることも 1 つの案ではある。
事務局	対象が漏れるといったことがないように、再度整理させていただきたい。
会長	様々な契約形態があるため、あまり限定するような表記は避けたほうがよいと考える。 もう 1 つ。下請負者とはどこまでの範囲か。
事務局	すべての下請負者を考えている。
会長	それならば、どこかにそのことを明記したほうがよい。これについても、文言の整理をお願いします。

委員	すべての下請業者が対象となれば、われわれ使用者側にはプレッシャーとなる。
会長	下請業者の確認はどのように行っているのか。
委員	施工体制台帳によって行っている。
委員	賃金だけに限らず、現場を管理することは安全教育等も含め、大変だとは思いますが、ぜひ頑張ってください。
委員	顔が見える範囲での施工を徹底したいと考えている。元請の責任としてしっかりやりたいと思う。
会長	委託関係でも下請に関する問題はあるか。
委員	委託については、直営が基本のため下請といったものはない。
会長	派遣労働者についてはどうか。
委員	派遣労働者もない状況である。 従前は、職員を募集しても応募がなかった。そうすると、どうしても身分保障を厚く、要するに給料等を高くせざるを得ないという状況が長く続き、現在に至っている。結果、私の会社では十分、労務報酬下限額を上回っている。それぞれ使用者は苦労を重ねながらやっている。
会長	それでは、第1条から第5条までの文言は改めて見直すということによろしいか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは続いて、第2章の説明をお願いします。
事務局	(資料)「直方市公契約条例(案)」・「直方市公契約条例策定審議会会議資料」を用いて第2章第6条・第7条を説明。
会長	それぞれの立場から結構だが、意見・質問はないか。
委員	労務報酬に算入する手当だが、時間外・休日・深夜勤務の割増手当も含まれているが、これが少し分からない。超過勤務をたくさん行っていれば、基本給が

	<p>低くても労務報酬下限額を簡単に上回ることにならないか。</p>
会 長	<p>基本的には、労基法に基づく出来高払制と同じ考え方なのか。</p>
事務局	<p>そのように考えている。</p>
委 員	<p>月給・出来高給といったように雇用形態も様々であるため、労務報酬に算入する手当、算入しない手当を整理する必要がある。</p>
委 員	<p>公共歩掛単価も日給で計算している。時給に換算せず、日給で定めるということも1つの方法であると考え。時給に換算する事務処理も大変ではないか。</p>
事務局	<p>一番小さな単位が時給であるとの判断により、時給換算した労務報酬下限額を示させていただいている。策定審議会の議論の結果、日給でということになればそれも構わないと考えている。こういった単位が使用者の方、労働者の方に分かりやすいのか、また、市が労務報酬下限額を確認するためには、こういったものが良いのかということも考慮すべきと思っている。</p>
委 員	<p>官製ワーキングプアをなくすということが、この公契約条例の目的であるはずなので発注者・受注者が相互協力する必要がある。</p>
委 員	<p>例えば、交通誘導員については、私が調べた限り日給で5,000円程度しかもらっていないようである。生活保護基準との比較も十分行う必要があると思う。また、公共工事の施工時間は、地元等の関係により8:00~17:00が基本であるため、時間外手当としての支給は基本的にはない。</p>
会 長	<p>工事については、様々な制約があり時間外に施工することは基本的にできないのではないかと。だとすれば、時間外手当についてはそんなに考えなくてもよいのではないかと。</p> <p>本来、割増賃金については、労務報酬下限額を算定する際には算入すべきではないと考える。</p> <p>算入する手当、算入しない手当について、もう少し議論する必要がある。事務局には、再度検討してもらいたい。</p>
事務局	<p>了承しました。再度、整理をさせていただきたい。</p>
会 長	<p>やはりこの辺は、難しいところであり、それぞれの委員がイメージしている中身と文言がうまくフィットしているのか、各委員には、今一度検討していただきたい。</p>

委員	<p>工事の労務報酬が15%程度引き上げられたわけだが、その賃金が労働者に支払わなければ意味がない。地域経済が潤うようになるきっかけに、この公契約条例がなってくれば良いと思う。取り締まるような行政はやってほしくない。</p>
委員	<p>労務報酬は引き上げたが、賃金を拘束するものではないと、国交省の資料にも記載されており、自主的にやるべきものだが、この公契約条例の意に沿うようやりたいと思っている。</p>
会長	<p>労務報酬下限額だが、工事製造の請負では公共工事歩掛単価の80%、委託業務では822円。これでいくと賃金がかなり保障されているということになるのか。</p>
委員	<p>私の会社でも、公共工事歩掛単価の80%で設定される労務報酬下限額は十分、上回っている。</p> <p>1つ言わせてもらえば、委託業務については、労務報酬下限額を22日勤務で計算しているが、これを20日にしないと現実的ではないと考えている。22日だと生活保護基準を下回っているということにならないか。働きがいのある賃金を保証してやらないといけないと個人的には思う。</p> <p>このことを含め、設計単価も最低制限価格も見直し、雇用が守れるようにしてほしい。また、会社の利潤も考えていただきたい。</p> <p>九州には最低制限価格の下限が92~95%の熊本県、長崎県、佐賀県がある。新たな雇用を生み出すため、委員のみなさんの知恵を借りながらよい公契約条例が作れたらと願う。</p>
会長	<p>公契約条例が制定された後には、賃金が一定程度保障されるため、他地域から有能な方が集まってくる手助けにもなり得ると思う。</p>
委員	<p>防災等の観点からも地元業者・労働者の力は必要不可欠である。もっと早く歩掛単価の引き上げ、公契約条例といったものがあればよかったが。</p>
委員	<p>かつては若い労働者もたくさんいたが、現在は人口も減少している。余談にはなるが、公契約条例のみで終わることなく、総合的な施策も併せて検討していただきたい。</p>
会長	<p>条例等の文言、あるいは市長が定める労務報酬下限額といったものは、もう少し議論して、なるべくよい条例にし、労働者に直方はいいなと思ってもらえるようなきっかけにしたいと考えている。</p>
委員	<p>事務局には、考え方を我々に示してもらえれば理解できる。そうしてもらえば、いろいろと尋ねられたときに答えることもでき、条例も生かされることになると思う。この点を事務局にお願いしたい。</p>

事務局	了承しました。
会 長	いろいろと難しいとは思いますが、事務局には知恵を絞って案を出してもらいたい。
事務局	了承しました。
会 長	本日は、第 2 章 第 7 条まで議論したということで、今回は、今日のことも踏まえ、事務局より案を出し直してもらい、併せて第 8 条以下の議論を進めたいと思う。委員のみなさんよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。

3. 会議録署名委員の指名・その他

会 長	それでは、本日の会議録署名委員は、永富委員・津田委員にお願いする。
委 員	了承した。
会 長	その他、事務局からないか。
事務局	特にはないが、第 1 回の会議録については岩尾委員・寒竹委員に署名をいただいた後、近日中に直方市ホームページにて公開したいと思っている。
委員一同	了承した。

4. 閉会

会 長	それでは、これで第 2 回 直方市公契約条例策定審議会を終了する。 次回は、8 月 6 日（火）14：00 からこの 808 会議室で行う。
-----	---